

「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」の開催について

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に定める「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 講習対象者

電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任しようとする者であって、現に整備主任者として選任されている者（一級大型、一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者を除く。）、又は下記に掲げる自動車整備士技能検定に合格した者とします。

- ・一級二輪自動車整備士、二級整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士

2. 開催日時及び場所

開催日	場所	開催時間	定員
令和2年8月21日(金)	(一社)鳥取県自動車整備振興会 2階教習室 鳥取市丸山町 233	13:30～ (試問 15:00～)	30名
令和2年9月8日(火)	米子食品会館 1階 大ホール 米子市旗ヶ崎 2030	13:30～ (試問 15:00～)	50名
令和2年9月10日(木)	まなびタウンとうはく 4階研修室 東伯郡琴浦町大字徳万 266-5	13:30～ (試問 15:00～)	30名
令和2年9月17日(木)	(一社)鳥取県自動車整備振興会 2階教習室 鳥取市丸山町 233	13:30～ (試問 15:00～)	30名

受付は、各会場開催時間の50分前（試問のみの方については、試問開催時間の30分前）より行います。

講習時間は、学科1時間程度、試問30分です。

3. 講習内容

- (1) 学科（自動車特定整備事業（電子制御装置整備に係る項目に限る。）に係る法令等に関すること。）
- (2) 試問（筆記試験：試問までに学科講習及び実技講習を受講された方のみ対象となります。）

4. 受講申請受付期間

受付期間：希望される開催日であって閉庁日を除く3日前の16:00まで
(但し、定員になり次第、締め切らせていただきます。)

5. 受講申請方法等

受付窓口：中国運輸局鳥取運輸支局 検査・整備部門

※受講申請受付期間内に持参、郵送又は整備振興会経由で提出して下さい。

(郵送により申請される方は、【問い合わせ先】までお願いします。)

【申請必要書類】

- ・受講申請書及び受講票（いずれも写真の貼付が必要です。）
 - ・自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面
(自動車整備士合格証書又は自動車整備士手帳等の写し)
 - ・実習受講証の写し（申請時点において交付を受けており試問を申請される方に限ります。）
 - ・郵送による受講票の返付をご希望の方は切手を貼付された宛名記入済の返信用封筒
- なお、受講申請書及び受講票は、中国運輸局又は鳥取県自動車整備振興会のホームページ等から入手できます。

※中国運輸局HP (http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_00399.html)

又は (一社)鳥取県自動車整備振興会HP (<http://www.taspa.or.jp/>)

6. 当日持参するもの

- ・受講票（返付されたもの）
- ・筆記用具
- ・実習受講証の写し（受講申請日以降に交付を受けており試問を希望される方に限ります。）
- ・講習テキスト（タブレット等にダウンロードされたものも可能です。）

なお、講習テキストは中国運輸局又は鳥取県自動車整備振興会のホームページ等から入手できます。

※中国運輸局HP (http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_00399.html)

又は (一社)鳥取県自動車整備振興会HP (<http://www.taspa.or.jp/>)

7. その他

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は感染拡大防止のため、必ず受講の際はマスクの着用、会場入場時は手指洗い・消毒をお願いします。当日体調の悪い方、マスクを着用されない方は受講を控えさせていただきます。

また、感染拡大の影響により定員の変更、又は中止になる場合もありますのでご了承願います。

【問い合わせ先】

〒680-0006 鳥取市丸山町 224

中国運輸局鳥取運輸支局 整備担当

TEL 0857-22-4110